

景観計画の見直しについて

平成21年5月に策定した『足立区景観計画』は、「策定から5年」を計画期間としています。

『足立区景観計画』見直しの結果、足立の魅力を活かす景観形成に関する方策については、引き続き展開していくことが有効であり改正の必要はない、と判断し現計画を継続して運用します。

よって、今回の見直しは、法律改正や組織の解散などに伴う現時点の修正（表1）にとどめ、『足立区景観計画』の計画期間を延長し、平成26年5月から5年間を新たな計画期間とします。

（表1）「足立区景観計画」 新旧対照表

該当頁	改正前	改正後
P3 14行目	<u>足立区まちづくり推進条例第10条</u>	<u>足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第20条</u>
P6 7行目	<u>策定から5年間</u>	<u>平成26年5月から5年間</u>
P17 最下行	景観法第8条第2項第2号の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針とする	景観法第8条第3項の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針とする
P44 15行目	<u>足立区まちづくり推進条例</u>	<u>足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例</u>
P45 8、9行目		
P46 14、15行目		
P47 図内	<u>個別建築事業</u> の計画についての事前協議	<u>個別建設事業</u> の計画についての事前協議
P49 2行目	景観法第8条第2項第5号口	景観法第8条第2項第4号口
P51 10行目	景観法第8条第2項第5号八	景観法第8条第2項第4号八
P61 2行目	<u>足立区まちづくり推進条例</u>	<u>足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例</u>
P62 1～7行目	<u>ウ) 足立区まちづくり公社との連携</u>	<u>「削除」</u>
P62 26行目	<u>まちづくり公社</u>	<u>「削除」</u>
P63	<u>足立区まちづくり推進条例</u>	<u>足立区ユニバーサルデザインのまちづ</u>

4行目		<u>くり条例</u>
P63 6行目	(景観法第8条 <u>第3項</u> 第2号に規定される基準)	(景観法第8条 <u>第4項</u> 第2号に規定される基準)
P63 表中	<u>足立区まちづくり推進条例</u>	<u>足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例</u>
P63 最下行		
P65 3行目	(景観法第8条第2項 <u>第3号</u> 関係)	(景観法第8条第2項 <u>第2号</u> 関係)
P65、P66、 P67、P68 の各	(景観法第8条 <u>第3項</u> 第2号関係)	(景観法第8条 <u>第4項</u> 第2号関係)
P75 3行目	<u>足立区まちづくり推進条例</u>	<u>足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例</u>
P75の	(景観法第8条 <u>第2項</u> 第5号イ)	(景観法第8条 <u>第3項</u> 第5号イ)
P77 4行目	<u>足立区まちづくり推進条例</u>	<u>足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例</u>
P77 6行目	景観法第8条 <u>第3項</u> 第2号に規定される基準	景観法第8条 <u>第4項</u> 第2号に規定される基準
P78 表中及び 最下行	<u>足立区まちづくり推進条例</u>	<u>足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例</u>
P80 最下行	景観法第8条 <u>第2項</u> <u>第2号</u> の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針とする	景観法第8条 <u>第3項</u> の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針とする
P82 1行目	(景観法第8条 <u>第2項</u> 第3号)	(景観法第8条 <u>第3項</u> 第3号)
P82、P83、 P84、 の各景観 形成基準	(景観法第8条 <u>第3項</u> 第2号関係)	(景観法第8条 <u>第4項</u> 第2号関係)
P84、 最下行	(景観法第8条 <u>第3項</u> 第2号関係)	(景観法第8条 <u>第4項</u> 第2号関係)
P87 最下行	景観法第8条 <u>第2項</u> <u>第2号</u> の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針とする	景観法第8条 <u>第3項</u> の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針とする
P88 1行目	(景観法第8条 <u>第2項</u> 第3号)	(景観法第8条 <u>第3項</u> 第3号)

P88、P90、 P91 の各景観 形成基準	(景観法第8条第3項第2号関係)	(景観法第8条第4項第2号関係)
P91 最下行	景観法第8条第3項第2号の制限に係る基準ではないものとする。	景観法第8条第4項第2号の制限に係る基準ではないものとする。
P93 最下行	景観法第8条第2項第2号の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針とする	景観法第8条第3項の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針とする
P94、P95、 P96 の各景観 形成基準 及び P95 最下行	(景観法第8条第3項第2号関係)	(景観法第8条第4項第2号関係)
P98 最下行	景観法第8条第2項第2号の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針とする	景観法第8条第3項の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針とする
P99 1行目	(景観法第8条第2項第3号)	(景観法第8条第3項第3号)
P99、 P100、 P101 の各景観 形成基準	(景観法第8条第3項第2号関係)	(景観法第8条第4項第2号関係)
P105 10行目	<u>足立区まちづくり推進条例</u>	<u>足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例</u>

下線：修正